

平成 30 年度 地方独立行政法人大阪市民病院機構  
看護師修学資金貸与者の募集について

1. 目的 地方独立行政法人大阪市民病院機構（以下「法人」という。）に看護師として勤務しようとする者に修学資金を貸与し、その者の修学を容易にすることにより、法人、特に看護師不足が見込まれる病院における看護師の充実を図ることを目的とする。
2. 応募資格 平成 31 年 4 月 1 日付けで、法人に看護師（地方独立行政法人大阪市民病院機構就業規則の適用を受ける看護師をいう。以下同じ。）として勤務しようとする方で、次に掲げる要件すべてに該当する方とする。
- ・平成 30 年度において、看護師養成施設の最終年次に在学する方
- ※ただし、留年等により養成施設の正規の修学期間を超えて在学する方は、応募することができません。
- ※看護師養成施設とは、保健師助産師看護師法第 21 条第 1 号又は第 2 号の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校並びに同条第 3 号の規定に基づき都道府県知事が指定した看護師養成所をいいます。
- ・昭和 36 年 4 月 2 日以降に生まれた方
  - ・法人以外の病院等への勤務を前提とした修学資金（これに相当するものを含む。）の貸与を受けていない方
  - ・地方独立行政法人大阪市民病院機構就業規則第 5 条各号に該当しない方

大阪市民病院機構就業規則第 5 条（抜粋）

第 5 条 次の各号に該当する者は職員となることができない。

1. 成年被後見人又は被保佐人
2. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
3. 法人又は大阪市において懲戒解雇の処分又はこれに相当する処分を受けた者であって、当該処分の日から 2 年を経過していない者
4. 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 採用後の勤務病院 大阪市民立十三市民病院  
※本募集の目的により、希望にかかわらず、上記病院での採用となります。
4. 募集人数 5 名
5. 貸与額等
- (1) 貸与額  
月額 50,000 円
  - (2) 貸与期間  
平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月まで
  - (3) 貸与方法  
原則として、3 ヶ月分の貸与額を併せて 4 月、7 月、10 月、1 月の末日までに貸与する  
(年度の途中で貸与決定したときの初回貸与は、次の貸与月までの額とする)
6. 返 還 次のいずれかに該当するに至ったときは、その翌月末日までに、貸与された修学資金の全額を一括して返還いただきます。
- ・修学資金の貸与の決定を取り消されたとき
  - ・平成 31 年 4 月 1 日付けで法人に採用されなかったとき

- ・看護師として法人に勤務している場合において、修学資金の返還免除を受ける前に、看護師として法人に勤務することをやめたとき
- ・修学資金の返還猶予を受けている場合において、その要件に該当しなくなったとき

## 7. 返 還 免 除

次のいずれかに該当するに至ったときは、貸与した修学資金の返還を全額免除します。

- ・平成31年4月1日に法人に採用され、3年間、看護師として法人に勤務したとき
- ・看護師として法人に勤務している場合において、3年間勤務する前に業務により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため勤務を継続することができなくなったとき

## 8. 返 還 猶 予

次のいずれかに該当するときは、申請により、その事由が継続する間、修学資金の返還を猶予する場合があります。

- ・交通事故、火災及び天災地変等の不慮の災害に罹災したこと又は長期に亘る疾病により修学資金を返還することが著しく困難であると認められるとき
- ・平成31年度内であって、看護師の免許を取得できないでいるとき
- ・法人に勤務しようとする意志を有しているが、疾病その他やむを得ない理由により採用を延期しているとき

## 9. 応 募 方 法

### (1) 提出書類

応募される方は、別に平成31年4月採用看護師採用試験（第1回）への申込みを行った上で、次の書類各1通を郵送又は持参してください。

- ・看護師修学資金貸与申請書
- ・入学年度及び卒業予定年度が記載された養成施設の証明書
- ・平成29年度までの成績が記載された養成施設の証明書

※封筒の表に「看護師修学資金貸与申請書在中」と朱書してください。

※上記証明書の提出をもって、採用試験申込みに必要な証明書の提出を兼ねることは可能です。

### (2) 書類提出先

〒534-0027 大阪市都島区中野町5-15-21  
大阪市都島センタービル5階

地方独立行政法人大阪市民病院機構

大阪市立総合医療センター総務部総務課（人事担当）

電話：06-6929-3687

### (3) 応募締切

平成30年4月4日（水）午後5時まで ※必着

## 10. 選 考 方 法

### (1) 選考内容

#### ①書類審査（提出書類の審査）

選考結果を郵送にて通知します。合格者のみ面接試験を受験していただきます。

#### ②面接試験

### (2) 面接試験の試験日及び試験会場について

【試験日】平成30年4月14日（土）

【試験会場】大阪市都島センタービル（大阪市都島区中野町5-15-21）

※試験時間等の詳細については、書類審査後に書類審査合格者に通知します。試験日の2日前までに通知が無い場合は、大阪市立総合医療センター総務部総務課（人事担当）（電話：06-6929-3687）まで問い合わせてください。

### (3) 合否発表

合否にかかわらず本人に文書で通知します。

#### 11. 合格から貸与開始まで

合格者には「誓約書」及び「口座振替申出書」を提出いただき、その後に貸与開始となります。

※誓約書には2名の連帯保証人の連署とともに、各々の住民票の写し及び印鑑登録証明書の添付が必要です。なお、連帯保証人は、独立の生計を営む成年者とし、修学資金の返還及び遅延利息の支払いの責任を負うことのできる資力を有する方でなければなりません。また、修学資金の貸与を受ける方が未成年者である場合において、その方に親権者又は後見人（親権者及び後見人がないときは監護者。）があるときは、連帯保証人のうち1名は、それらの方でなければなりません。

#### 12. 貸与の取消し

次のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の貸与の決定を取り消します。

- ・応募資格に該当しなくなったとき
- ・養成施設において停学等の処分を受けたとき
- ・留年等により養成施設の正規の修学期間を超えて在学することとなったとき
- ・平成31年4月採用職員採用試験において不合格となったとき又は合格後に採用の内定を辞退したとき
- ・修学資金の貸与を受けることを辞退したとき
- ・届出事項に重大な詐称があったとき
- ・上記のほか修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

#### 13. そ の 他

・応募資格がないこと、申請書の記載事項が正しくないことが判明した場合は合格を取り消すことがあります。

・本選考への応募は平成31年4月採用職員採用試験の応募を兼ねますが、採用後の勤務病院については、本募集の目的により、希望にかかわらず、大阪市立十三市民病院となります。

・提出書類はお返しいたしません。提出書類等により取得した個人情報は本募集及び採用試験の実施のために使用し、それ以外の目的には使用しません。ただし、合格者の提出書類等については、修学資金の貸与及び採用に係る事務手続等に使用します。

・正規職員募集情報〔平成31年4月採用〕掲載場所 [地方独立行政法人大阪市民病院機構ホームページ内](#)

《試験会場案内図》



(最寄り駅からの案内)

大阪市営地下鉄（谷町線）都島駅 2番出口から西へ徒歩約3分  
JR西日本（大阪環状線）桜ノ宮駅 東出口から北へ徒歩約7分